

ひびきウインドエナジー株式会社「北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年11月24日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）に係る計画段階環境配慮書」について、ひびきウインドエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福岡県北九州市若松区響灘
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出 力 : 最大220,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 8月31日
環境大臣意見受理	平成29年11月 9日
経済産業大臣意見	平成29年11月24日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742（直通）

ひびきウインドエナジー株式会社「北九州響灘洋上ウインドファーム
(仮称)に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

- ①本事業者は、事業実施想定区域だけでなく、同区域の中で、騒音、風車の影及び海生生物に配慮した風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討しているところであるが、今後の対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を更に整理し、反映させること。
- ②対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業を円滑に実施する観点から、「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」（環境省）によりゾーニングを検討している北九州市との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 最新の知見の反映

水質汚濁、水中音の発生等による影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

本事業者は、現段階で既に騒音による生活環境への影響に配慮した風力発電設備等の配置等を検討しているが、事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、風力発電設備等の配置等によっては、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の更なる検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

本事業者は、現段階で既に風車の影による生活環境への影響に配慮した風力発電設備等の配置等を検討しているが、事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、風力発電設備の配置等によっては、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の更なる検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること。

(3) 海生生物に対する影響

本事業者は、現段階で既に海生生物に対する影響に配慮した風力発電設備等の配置等を検討しているが、事業実施想定区域及びその周辺にはアラメ場、ガラモ場等の藻場が存在しており、風力発電設備等の配置等によっては、本事業の実施による影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の更なる検討に当たっては、現地調査により藻場が存在する区域を明らかにした上で、藻場の改変を回避又は極力低減すること。また、工事中における水の濁りによる藻場の生育環境への影響が懸念されることから、藻場に関する適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、ひびき海の公園、遠見ヶ鼻等の眺望点が存在してお

り、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向及び水平視野を考慮した眺望景観に係る客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。